1 概要

この計画は、飯塚市男女共同参画推進条例第 17 条第 1 項に基づいて策定される、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画であり、飯塚市における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

2 男女共同参画推進のための取組状況

3つの基本目標ごとの令和3年度の実施状況は、以下のとおりです。

	取組内容の	実施済	廃止
	数		
基本目標 1(あらゆる年代における男女共同	25	24	1
参画への意識づくり)			
基本目標 2(あらゆる分野における女性の活	37	37	0
躍推進)			
基本目標3(男女がともに支え合い、安全・安	60	60	0
心で住みよいまちづくり)			
合計	122	121	1

【各分野の主要な取組内容】

基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり【取組内容を1件廃止】

重点目標 1:意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

取組内容 4:市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。

重点目標 2:人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

取組内容 10:乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。

重点目標 3:国際的視野に立った男女共同参画の推進

取組内容 21:男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。

※廃止分:取組内容 24

「外国人のための生活便利帳(英語版、中国語版・韓国語版)の継続配布を行います。」

本取組については、外国人のための生活便利帳の作成が廃止され、現在では Web や HP を活用した周知方法に切り替わっているため、取組を廃止。

基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進【取組内容は全て実施】

重点目標 1: 社会における意思決定過程への女性の参画の推進

取組内容 26:審議会における委員選定時の女性委員割合の原則 40%以上を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。

重点目標2:働く場における女性の活躍推進

取組内容 36:職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。

重点目標3:ワーク・ライフ・バランスの推進

取組内容 52:事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。

基本目標3:男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり【取組内容は全て実施】

重点目標 1:家庭における男女共同参画の推進

取組内容 66:男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の過程生活力アップによる自立を促進します。

重点目標 2: 地域社会への男女共同参画の促進

取組内容 69:地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。

重点目標3:性の尊重とあらゆる暴力の根絶

取組内容 100: DV の危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及など DV 防止に関する啓発の強化に努めます。

本計画は令和3年度中に見直しを実施し、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第2次飯塚市 男女共同参画後期プラン(以下、「後期プラン」という)」が策定されました。

令和4年度以降は、後期プランに基づき、本市の男女共同参画を推進してまいります。